

令和7年度

幼稚園・幼児園・認定こども園入園のご案内

[令和6年10月作成]

永平寺町子育て支援課

本庁1階 電話番号 0776-61-7250

1. 幼稚園・幼児園・認定こども園について

| 区分 | 名称 | 運営 | 所在地 | 電話番号 | 定員(※1) | | 開園時間(※2) (延長含む) | 対象年齢 |
|--------------|---------|----|-------------|---------|---------------|---------|--------------------|------|
| | | | | | 1号 | 2・3号 | | |
| 幼稚園 | 吉野幼稚園 | 公立 | 松岡吉野 26-21 | 61-1520 | 60 | — | 7:00~18:00 (月~金) | 3~5歳 |
| 幼児園 (保育所) | 松岡東幼児園 | | 松岡薬師 1丁目 63 | 61-0346 | — | 80 | 7:00~19:00 (月~金) | 0~5歳 |
| | 御陵幼児園 | | 松岡兼定島 38-6 | 61-2001 | — | 120 | 7:00~19:00 (月~金) | 0~5歳 |
| | なかよし幼児園 | | 松岡吉野堺 15-37 | 61-1092 | — | 90 | 7:00~19:00 (月~土) | 0~5歳 |
| | 分園よしの園 | | 松岡吉野 26-21 | 61-1520 | — | 15 | 7:00~19:00 (月~金) | 0~2歳 |
| | 志比南幼児園 | | 市野々2-19-1 | 63-2298 | — | 70 | 7:00~18:00 (月~金) | 0~5歳 |
| | 志比幼児園 | | 谷口 1-14 | 63-2307 | — | 140 | 7:00~19:00 (月~土) | 0~5歳 |
| | 志比北幼児園 | | 吉波 23-8-1 | 63-2593 | — | 40 | 7:00~18:00 (月~金) | 0~5歳 |
| | 上志比幼児園 | | 石上 26-26 | 64-2145 | — | 100 | 7:00~19:00 (月~土) | 0~5歳 |
| | 認定こども園 | | みどり葉こども園 | 私立 | 松岡木ノ下 3丁目 303 | 61-6220 | 10 | 140 |

※1 定員は、変更になる場合があります。

※2 延長保育が必要な方は、延長保育実施園へ入園をお願いします。(別途延長保育申請が必要)

土曜保育は保護者の就労等により保育が必要な場合、実施園でご利用できます。(別途土曜勤務証明書の添付が必要)

※3 認定こども園の1号認定子どもは土曜日休園です。2・3号認定子どものみ開園となります。

①ふれあい保育・障がい児保育は、全園で実施します。

②地域交流活動事業を、全園で実施します。

2. 教育・保育給付認定について

幼稚園、幼児園、認定こども園の利用を希望する場合は、教育・保育給付認定の申請書を提出し、町から支給認定を受ける必要があります。

| 支給認定区分 | 対象年齢 | 対象となる子ども | 利用施設 |
|----------------|-------|------------------------------|------------|
| 1号認定（教育標準時間認定） | 満3歳以上 | 教育のみ希望する場合 | 幼稚園、認定こども園 |
| 2号認定（保育認定） | | 保育の必要な事由に該当し、幼児園等での保育を希望する場合 | 幼児園、認定こども園 |
| 3号認定（保育認定） | 満3歳未満 | | |

(1) 保育の必要性の認定基準 2・3号認定で幼児園等を利用するには、教育・保育給付認定保護者及び配偶者は次の事由に該当する必要があります。

| 保育の必要性の事由 | | 保育必要量 | 認定期間 |
|------------|--|-----------------|-----------------------------------|
| ①就労 | <ul style="list-style-type: none"> 就労時間が月 48 時間以上 120 時間未満 就労時間が月 120 時間以上 | 保育短時間 保育標準時間 | 就労が継続している期間 |
| ②妊娠・出産 | <ul style="list-style-type: none"> 出産予定日の 6 週前の属する月の初日から出産後 8 週を経過する日の翌日が属する月の末日まで | 保育標準時間 | (左記事由のとおり) |
| ③疾病・負傷・障がい | <ul style="list-style-type: none"> 保護者が疾病若しくは負傷又は障がいを有していること | 保育短時間 保育標準時間 | 完治等により事由が解消するまで |
| ④介護・看護 | <ul style="list-style-type: none"> 親族を常時介護又は看護していること | 保育短時間 保育標準時間 | 介護・看護を継続している期間 |
| ⑤災害復旧 | <ul style="list-style-type: none"> 震災、風水害、火災等の災害復旧にあたっていること | 保育標準時間 | 災害復旧に従事している期間 |
| ⑥求職活動 | <ul style="list-style-type: none"> 求職活動（起業の準備及び派遣者で就労先が未定の場合を含む。）を継続的に行っていること（就労予定であること） | 保育短時間 | 効力発生日（認定日）から 60 日目を迎える日が属する月の末日まで |
| ⑦就学・職業訓練 | <ul style="list-style-type: none"> 学校、専修学校、各種学校これらに準ずる教育施設に在学していること（※自動車学校、通信教育、自宅学習除く） ハローワーク等が実施する職業訓練を受けていること | 保育短時間 保育標準時間 | 卒業・修了予定日まで |
| ⑧児童虐待やDV | <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがある 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であること | 保育標準時間 | 状況を確認し認定期間を定める |
| ⑨育児休業 | <ul style="list-style-type: none"> 育児休業を取得し、その子どもの育児をすること | 保育短時間 | 育児休業が終了する日の属する月の末日まで |
| ⑩育児中 | <ul style="list-style-type: none"> 育児休業を取得せずに下の子の育児をすること | 保育短時間 | 下の子が満 1 歳に達する日が属する月の末日まで |

(2) 保育必要量と利用時間

保育を必要とする事由及び保護者の就労等の状況に応じて、保育標準時間と保育短時間に区分されます。(勤務時間等に合わせて時間設定が必要です。)

なお、保育標準時間に該当する方でも、保育短時間を希望することができます。

| 認定区分 | | 教育・保育時間 | 利用可能時間 |
|--------------|----------------|-----------------|----------------|
| 1号認定(幼稚園) | | 教育標準時間(概ね6時間程度) | 8時00分～14時00分※1 |
| 1号認定(認定こども園) | | 教育標準時間(概ね6時間程度) | 8時30分～14時30分※2 |
| 2号認定・3号認定 | 幼稚園、 認定こども園 | 保育標準時間(最大11時間) | 7時00分～18時00分 |
| | | 保育短時間(最大8時間) | 8時00分～16時00分 |

※1 幼稚園は公立のため、幼保一元化により14時を超え設定時間までの利用者負担は無償。

※2 認定こども園は、14時30分を超える場合、一時預かりの利用可能。(別途利用者負担必要)

3. 教育・保育給付認定(入園申請)手続きおよび申請後のスケジュールについて

| | 幼稚園、幼児園 | | | | 認定こども園(みどり葉こども園) | |
|---------------------------------------|---|----------------|--------|-----------|------------------|-----------------|
| ①園内見学会 時間：全園10時から11時 (各園に要予約) | 吉野幼稚園・よしの園 | 10月16日(水) | 志比南幼児園 | 10月10日(木) | 10月 9日(水) | |
| | 松岡東幼児園 | 10月18日(金) | 志比幼児園 | 10月31日(木) | | |
| | 御陵幼児園 | 10月17日(木) | 志比北幼児園 | 10月21日(月) | | |
| | なかよし幼児園 | 10月22日(火) | 上志比幼児園 | 10月25日(金) | | |
| ②入園申請期間及び受付場所 | 申請期間：令和6年10月21日(月)～11月5日(火) 8:30～17:15(土・日・祝日除く) 受付場所：役場子育て支援課または各幼稚園、幼児園、認定こども園 | | | | | |
| ③利用調整 (幼稚園、幼児園と認定こども園 2・3号認定のみ) | 入園希望者が幼児園等の受入定員数を超えた場合は、利用調整基準に基づき公平に利用調整を行います。提出書類等で確認した内容を基本点数表により指数化し、各園のクラス年齢受入定員ごとに、原則指数が高い方から順に利用決定します。申込の先着順や希望園記入欄の順位は優先順位に影響しません。また抽選も行いません。※認定こども園の1号認定は認定こども園で選考します。 | | | | | |
| ④新入園児第1次面接日時 (利用調整後の 4月新入園児のみ) | 日時 | 令和6年12月1日(日)午前 | | | 日時 | 令和6年11月28日(木)午後 |
| | 場所 | 入園希望の園 | | | 場所 | みどりこども園 |
| ⑤入園内定時期 | 令和6年11月中旬(1次面接前) | | | | 令和6年12月上旬(1次面接後) | |
| ⑥入園決定時期 | 令和7年2月上旬(必要書類を提出済みの4月入園児のみ入園承諾書及び支給認定書を送付。途中入園児は入園1か月前。) | | | | | |
| ⑦入園式(新入園児のみ) | 日時 | 令和7年4月5日(土) | | | 日時 | 令和7年4月5日(土) |

4. 途中入園について

- ①令和7年度中に育児休業が終了し途中入園希望の場合は、**3頁記載の申請期間に予約児として必ず申請書を提出して下さい。**(面接は入園時1か月前に実施)
- ②予約がない途中入園については、やむをえない理由にのみ受け付けます。入園する園については、申込時に相談させていただきます。
- ③途中入園で慣らし保育希望の場合は、**職場復帰日の最大2週間前から慣らし保育期間を含めて入園が可能です。(※原則、月初日付けでの入園日とします。)**
- ④3歳未満児において、就労予定で申し込まれた場合は、就労されるまで入園は保留となります。

5. 入園申請に必要な書類について

- (1)教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書(入園申込書)
- (2)個人番号(マイナンバー)を確認できる書類(新入園児のみ)
- (3)保育を必要とする事由を証明する書類(児童の父母それぞれに必要) ※下表参照
- (4)入園する本人又は同居親族が障害者手帳の交付を受けている場合はその手帳の写し
- (5)延長保育申請書(必要な場合のみ)
- (6)土曜保育申請書(必要な場合のみ)

| 保育の必要性の事由 | | 必要書類 |
|----------------|---------------|---|
| ①就労 | 家庭外就労 | ・就労証明書(就労先、就労時間等が変更時はその都度提出必要) |
| | 家庭内就労(自営・農業等) | ・自営申立書 ・確定申告書(写)等(営業許可証、開業届、登記簿(写)等) |
| ②妊娠・出産 | | ・母子手帳の写し(表紙と出産予定日記載ページ) |
| ③保護者の疾病・負傷・障がい | 疾病・負傷 | ・医師の診断書(症状や治癒見込及び療養に必要な期間明記) |
| | 障がい | ・医師の診断書又は障害者手帳の写し |
| ④親族の介護・看護 | | ・医師の診断書又は要介護者等の障害者手帳の写し、介護計画書(治療状況と介護・看護の必要性明記) |
| ⑤災害復旧 | | ・罹災証明書 |
| ⑥求職活動 | | ・就労予定申立書(有効期限は2か月) |
| ⑦就学・職業訓練 | 就学 | ・在学証明書又は学生証の写し ・受講時間及び在学期間の詳細が確認できる書類 |
| | 職業訓練 | ・職業訓練の受講状況が確認できる書類 ・訓練計画表等 |
| ⑧児童虐待・DV | | ・保護に関する証明等 |
| ⑨育児休業 | | ・就労証明書(育児休業期間明記のもの) |
| ⑩育児中 | | ・その他の申立書 ・母子手帳の写し(表紙と出生証明書記載ページ) |

6. 入園に係る選考（利用調整）について

(1) 基本点数表

| | 事由 | 細目 | 点数 |
|----|---------------------------------|--|-------------------|
| 1 | 就労 (内職を除く。) | 月実働150時間以上就労している。 | 11 |
| | | 月実働140時間以上150時間未満就労している。 | 10 |
| | | 月実働120時間以上140時間未満就労している。 | 9 |
| | | 月実働80時間以上120時間未満就労している。 | 8 |
| | | 月実働48時間以上80時間未満就労している。 | 7 |
| | | 内職 | 月実働120時間以上就労している。 |
| | | 月実働80時間以上120時間未満就労している。 | 6 |
| | | 月実働48時間以上80時間未満就労している。 | 5 |
| 2 | 妊娠・出産 | 母が出産予定日の6週間前から産後8週間までの期間にあり、出産の準備又は休養を要する。 | 8 |
| 3 | 保護者の疾病・障がい | 入院又は入院に相当する治療・安静が必要で日常生活が不能である。 | 10 |
| | | 通院加療を行い、常に安静を要するなど保育が著しく困難である。 | 7 |
| | | 上記以外で、疾病等により保育が困難である。 | 5 |
| | 障がい | 身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級又は療育手帳A1・A2の交付を受けている。 | 9 |
| | | 身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級又は療育手帳B1・B2の交付を受けている。 | 7 |
| | | 上記以外で、障害者手帳等の交付を受けており、保育が困難である。 | 5 |
| 4 | 親族の介護・看護 | 常時介護又は看護が必要である。 | 9 |
| | 入院、通院又は通所の付添い等、定期的な介護・看護が必要である。 | 7 | |
| | 上記以外で、身の回りの支援を必要とする。 | 5 | |
| 5 | 災害・復旧 | 震災、風水害、火災その他の災害により復旧に当たっている。 | 11 |
| 6 | 求職活動 | 求職活動(起業準備を含む。)を継続的に行っている。 | 3 |
| 7 | 就学 | 職業訓練や専門学校、大学等に月120時間以上通学しているなど、これに相当する程度日中保育が困難なことが常態。 | 8 |
| | | 上記以外で、職業訓練や専門学校、大学等に通学している。 | 5 |
| 8 | 虐待・DV | 保育が必要な状態であると認められる場合 | ※ |
| 9 | 育児 | 育児休業を取得して1歳になるまでの子ども(入所に係る子どもを除く。)を保育している。 | 6 |
| | | 上記以外で、1歳になるまでの子ども(入所に係る子どもを除く。)を保育している。 | 5 |
| 10 | その他 | その他特に保育を要すると認められる状態である。 | ※ |

備考 1 入園時点で育児短時間勤務をしている場合は、育児短時間勤務による勤務時間を月実働時間とする。
2 「※」については、20点を上限として子ども及び世帯の状況に応じて別途判断する。

(2) 調整点数表

| 項目 | 細目 | 点数 |
|---------|--------------------------------------|----|
| 世帯の状況 | ひとり親家庭(離婚調停中に係る各種証明書を出した場合も含む。) | 3 |
| | 生活保護世帯のうち、就労による自立支援につながるが見込まれる世帯 | 2 |
| | 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 | 1 |
| | 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 | ※ |
| 子どもの状況 | 子どもが障がいを有する場合 | ※ |
| | 前年度に永平寺町内の園に入園している進級児である場合(転園を含む。) | 6 |
| 就労 | 育児休業取得し、復職時に利用の申込みをする場合 | 1 |
| 兄弟姉妹の状況 | 兄弟姉妹が保育を理由に入所している施設に申込みをする場合(転園を含む。) | 6 |
| | 同日出生の兄弟姉妹が同時に申込みをする場合 | 2 |
| | 兄弟姉妹が同時に申込みをする場合 | 2 |
| その他 | その他優先利用させる必要性が認められる場合 | ※ |

備考 「※」については、子ども及び世帯の状況に応じて1点から3点までの範囲内で個別に調整を行う。

(3) 同一点数時の調整点数表

| 項目 | 細目 | 点数 |
|-------|--|----|
| 世帯の状況 | 65歳未満の保育可能な同居の祖父祖母がいる場合 (健康状態が良好でないが保育可能な場合を含む。) (世帯分離していても住所が同一であれば同居とみなす。) | -3 |
| | 認定の事由が保護者の障がい以外で、父母に障がいがあり、その等級が1・2級又はA級である場合 | 2 |
| | 認定の事由が保護者の障がい以外で、父母に障がいがあり、上記に該当しない場合 | 1 |
| 就労 | 就労を事由とする場合で、内定の状態である場合 | -1 |
| 居住地 | 県外に単身赴任の場合 | 1 |
| | 子どもが就学予定の小学校区域内の施設に申込みをしており、保護者の住所地がその校区内である場合 | 2 |
| その他 | その他優先利用させる必要性が認められる場合 | ※ |

備考 「※」については、子ども及び世帯の状況に応じて1点から3点までの範囲内で個別に調整を行う。

7. 教育・保育の体制について

(1) 休園日

①幼稚園・幼児園

| 休園日 |
|--|
| 日曜日、祝日 年末年始（12月29日～1月3日） お盆期間（8月14日～8月16日） ※就労等の状況により希望登園、弁当等持参 |

②認定こども園（みどり葉こども園）

| 認定区分 | 休園日 |
|--------------------|--|
| 1号認定子ども | 土曜日、日曜日、祝日 夏季休業（8月14日～8月16日） 冬季休業（12月24日～1月7日） 学年末休業（3月25日～3月31日） 学年始休業（4月1日～4月5日） |
| 2号認定子ども 3号認定子ども | 日曜日、祝祭日 年末年始（12月29日～1月3日） |

(2) 給食形態

| 項目 | 幼稚園・幼児園 | 認定こども園（みどり葉こども園） |
|------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| ①主食および副食の提供 | 0歳児～5歳児まで主食および副食の完全給食 | 0歳児～5歳児まで主食および副食の完全給食 |
| ②献立作成および調理の実施 | 公立園同一献立作成し、調理を実施 (毎月1回給食のおたよりを通知) | 園で献立作成し、園内調理を実施 (毎月1回給食のおたよりを通知) |
| ③離乳食及び食物アレルギー除去食 | 離乳食、食物アレルギー除去食等実施(医師の証明が必要) | 離乳食、食物アレルギー除去食等実施(医師の証明が必要) |
| ④お弁当の日 | 月1～2回実施(衛生面を考慮し、7月～9月は実施なし) | 月1回実施(衛生面を考慮し、7月～9月は実施なし) |
| ⑤水筒の持参 | 全園児毎日水筒持参 | 全園児毎日水筒持参 |
| ⑥乳児用粉ミルク | 町から支給 | 園から支給 |
| ⑦土曜保育時の給食 | 土曜日は給食なし(弁当、水筒、おやつ持参) | |

(3) おむつ持ち帰り

- ・全園共通で使用済おむつの持ち帰りはありません。園でおむつを廃棄します。

8. 利用者負担額（保育料）について（0歳～2歳児）

（1）保育料の決定

- ①階層と保育料は、9頁記載の「令和7年度利用者負担額表」に基づき徴収します。なお、保育料は、給食費（副食費）を含んでいます。
- ②保育料は、父母の市区町村民税所得割額を合算した額で決まります。
→令和7年4月分～8月分は令和6年度、令和7年9月分～令和8年3月分は令和7年度の町民税所得割額で決定します。
- ③保育料決定通知書は、4月分～8月分は4月中旬に、9月分～翌年3月分は9月中旬に配布します。

（2）保育料の納入

- ①幼稚園は町へ納入してください。認定こども園は園へ納入してください。
- ②保育料の納入は、原則口座振替です。
- ③口座振替日は、幼稚園は毎月25日、認定こども園は毎月27日です。（ただし、口座振替日が土・日・祝日の場合は翌金融機関営業日）

（3）保育料の軽減（詳細は、9頁の利用者負担額表を参照）

永平寺町すくすく保育事業により、所得に関係なく世帯の第2子以降の児童の保育料は無料です。（令和6年9月から世帯の第2子の保育料無償）

9. 副食費について（3～5歳児）

（1）給食費（副食費）

- ①幼稚園、幼児園、認定こども園での副食費（おかず・おやつ代）は月額4,500円の実費負担です。
- ②幼稚園、幼児園、認定こども園での主食は園から無償提供します。

（2）給食費（副食費）の納入

- ①幼稚園、幼児園は町へ納入してください。認定こども園は園へ納入してください。
- ②副食費の納入は、原則口座振替です。
- ③口座振替日は、幼稚園、幼児園は毎月25日、認定こども園は毎月27日です。（ただし、口座振替日が土・日・祝日の場合は翌金融機関営業日）

（3）給食費（副食費）の免除制度があります。

1・2号認定のうち、年収360万円未満相当世帯の児童と、全所得階層の第3子以降の児童は無料です。

10. 時間外保育・延長保育利用料に関する保護者負担額について（幼稚園、幼児園と認定こども園の2・3号認定のみ）

- (1) 時間外保育利用料・・・認定を受けた時間を超える保育を利用する場合は、そのつど下表の時間外保育利用料を負担
 (2) 延長保育利用料・・・就労時間等で降園時間が18時を超える場合、保育料とは別に下表の延長保育料を毎月負担（要申請）

| 保育区分 | 詳細 | 徴収基準額 |
|----------|--------------------------|----------|
| 時間外保育利用料 | 16:01～18:00まで時間延長の場合 | 30分毎200円 |
| | 18:01～19:00まで時間延長の場合 | 30分毎200円 |
| 延長保育利用料 | 18:01～19:00まで延長保育申請をした場合 | 月額3,000円 |

※無償化対象児（3歳から5歳児）および保育料無料となる児童についても、時間外・延長保育料金は徴収されます。

11. 認定こども園1号認定子どもの一時預かり（幼稚園型）保護者負担について

| 保育日 | 時間 | 金額 |
|---------|-------------|------|
| 平日 | 14:31～15:30 | 100円 |
| | 14:31～16:30 | 200円 |
| | 14:31～18:00 | 400円 |
| 休日（土曜日） | 8:30～12:00 | 400円 |
| 長期休暇 | 8:30～12:30 | 200円 |
| | 8:30～18:00 | 400円 |

12. 子育て支援事業について

(1) 一時預かり・特定保育事業（一般型）

| 実施園 | 利用区分 |
|--------------|---------------------|
| 松岡東幼児園・志比幼児園 | 0歳児の未就園児から（生後8週から） |
| みどり葉こども園 | 0歳児の未就園児から（生後6か月から） |

(2) 病児・病後児保育事業

| 永平寺町 | 福井市 | 坂井市 | 勝山市 | 鯖江市 |
|-----------------------|----------------------------------|--|--------------|--------------|
| みどり葉こども園 （病後児保育のみ） | ・福井愛育病院・大滝病院 ・済生会病院・福井総合クリニック | ・春日レディースクリニック・病児病後児保育所 ・坂井市立三国病院・坂井松涛こども園 | ・クリニック.デ.ふかや | ・斎藤病院・公立丹南病院 |

(3) 夜間・短期入所保育事業

| | |
|--------------|--------------|
| 済生会乳児院（3歳未満） | ほほ咲みの郷（3歳以上） |
|--------------|--------------|

13. 令和7年度利用者負担額表

| 階層 | 定 義 | | | 保育標準時間認定 | 保育短時間認定 |
|------|---------------------------------|---------|-----|----------|---------|
| | | | | 3歳未満児 | 3歳未満児 |
| 第1 | 生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の支援給付受給世帯 | | | 0円 | 0円 |
| 第2 | 市町村民税非課税世帯 | ひとり親世帯等 | 第1子 | 0円 | 0円 |
| | | | 第2子 | 0円 | 0円 |
| | | 上記以外の世帯 | 第1子 | 0円 | 0円 |
| | | | 第2子 | 0円 | 0円 |
| 第3 | 48,600円未満 | ひとり親世帯等 | 第1子 | 4,000円 | 3,500円 |
| | | | 第2子 | 0円 | 0円 |
| | | 上記以外の世帯 | 第1子 | 11,000円 | 10,000円 |
| | | | 第2子 | 0円 | 0円 |
| 第4-1 | 48,600円以上 57,700円未満 | ひとり親世帯等 | 第1子 | 4,000円 | 3,500円 |
| | | | 第2子 | 0円 | 0円 |
| | | 上記以外の世帯 | 第1子 | 19,000円 | 18,000円 |
| | | | 第2子 | 0円 | 0円 |
| 第4-2 | 57,700円以上 77,101円未満 | ひとり親世帯等 | 第1子 | 4,000円 | 3,500円 |
| | | | 第2子 | 0円 | 0円 |
| | | 上記以外の世帯 | 第1子 | 19,000円 | 18,000円 |
| | | | 第2子 | 0円 | 0円 |
| 第4-3 | 77,101円以上 97,000円未満 | 上記以外の世帯 | 第1子 | 19,000円 | 18,000円 |
| | | | 第2子 | 0円 | 0円 |
| 第5 | 97,000円以上 169,000円未満 | — | 第1子 | 32,500円 | 31,500円 |
| | | | 第2子 | 0円 | 0円 |
| 第6 | 169,000円以上 301,000円未満 | — | 第1子 | 41,000円 | 40,000円 |
| | | | 第2子 | 0円 | 0円 |
| 第7 | 301,000円以上 | — | 第1子 | 43,000円 | 42,000円 |
| | | | 第2子 | 0円 | 0円 |

<備考>

○4月分から8月分までは前年度、9月分から翌年3月分までは当年度の市町村民税所得割額を基に利用者負担額を算定します。このため、同一年度内でも利用者負担額が切り替わることがあります。

○すくすく保育事業(多子世帯における保育料無料化対象者の拡大)保護者と生計を一にする子どもが2人以上いる場合、2人目以降の保育料は無料です。

※階層判定の際は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割・株式等譲渡所得割税額控除の適用はありません。

※在宅障がい児(者)のいる世帯の該当要件には父・母・兄弟以外の世帯員は含みません。

14. 令和7年度 幼稚園・幼児園・認定こども園入園申請に関わる各園の受入可能状況（令和6年10月現在）

※現段階での予定数ですので、今後変動する可能性があります。

| 年齢クラス | 0歳児 | | | 1歳児 | | | 2歳児 | | | 3歳児 | | | 4歳児 | | | 5歳児 | | |
|------------------|-----|-----|----|-----|-----|----|-----|-----|----|------|-----|----|------|-----|----|------|-----|----|
| | 受入枠 | 在園児 | 合計 | 受入枠 | 在園児 | 合計 | 受入枠 | 在園児 | 合計 | 受入枠 | 在園児 | 合計 | 受入枠 | 在園児 | 合計 | 受入枠 | 在園児 | 合計 |
| 児童：保育者 | 3：1 | | | 6：1 | | | 6：1 | | | 20：1 | | | 30：1 | | | 30：1 | | |
| 吉野幼稚園（定員60名） | | | | | | | | | | 3 | 2 | 5 | 5 | 5 | 10 | 5 | 5 | 10 |
| 松岡東幼児園（定員80名） | 6 | 0 | 6 | 2 | 10 | 12 | 0 | 13 | 13 | 1 | 19 | 20 | 0 | 19 | 19 | 0 | 6 | 6 |
| 御陵幼児園（定員120名） | 9 | 0 | 9 | 3 | 9 | 12 | 7 | 11 | 18 | 7 | 13 | 20 | 13 | 12 | 25 | 13 | 12 | 25 |
| なかよし幼児園（定員90名） | 3 | 0 | 3 | 4 | 8 | 12 | 0 | 18 | 18 | 0 | 23 | 23 | 0 | 22 | 22 | 0 | 30 | 30 |
| よしの園（定員15名） | 3 | 0 | 3 | 3 | 3 | 6 | 6 | 0 | 6 | | | | | | | | | |
| 志比南幼児園（定員70名） | 3 | 0 | 3 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 0 | 5 | 5 | 6 | 4 | 10 | 4 | 6 | 10 |
| 志比幼児園（定員140名） | 9 | 0 | 9 | 7 | 5 | 12 | 6 | 12 | 18 | 5 | 15 | 20 | 11 | 14 | 25 | 7 | 18 | 25 |
| 志比北幼児園（定員40名） | 3 | 0 | 3 | 3 | 0 | 3 | 3 | 0 | 3 | 3 | 2 | 5 | 8 | 2 | 10 | 9 | 1 | 10 |
| 上志比幼児園（定員100名） | 9 | 0 | 9 | 5 | 7 | 12 | 6 | 12 | 18 | 6 | 14 | 20 | 0 | 17 | 17 | 0 | 8 | 8 |
| みどり葉こども園(定員150名) | 9 | 0 | 9 | 8 | 10 | 18 | 3 | 25 | 28 | 4 | 26 | 30 | 0 | 30 | 30 | 0 | 32 | 32 |

年齢の見方

| クラス | 対 象 |
|-----|----------------------|
| 5歳児 | 平成31年4月2日生～令和2年4月1日生 |
| 4歳児 | 令和2年4月2日生～令和3年4月1日生 |
| 3歳児 | 令和3年4月2日生～令和4年4月1日生 |
| 2歳児 | 令和4年4月2日生～令和5年4月1日生 |
| 1歳児 | 令和5年4月2日生～令和6年4月1日生 |
| 0歳児 | 令和6年4月2日生～令和7年4月1日生 |